

議案第二十五号

東京二十三区清掃一部事務組合規約の変更について
右の議案を提出する。

平成十九年二月二十日

提出者 杉並区長 山 田 宏

東京二十三区清掃一部事務組合規約の変更について

東京二十三区清掃一部事務組合規約（平成十二年二月二十一日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

第九条第一項中「、副管理者二人及び収入役一人」を「及び副管理者二人」に改め、同条第四項を削る。

第十条第一項中「、副管理者及び収入役」を「及び副管理者」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前条第一項」の下に「及び前項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前条第一項に定めるもののほか、会計管理者一人を置く。

第十一条中「副管理者及び収入役」を「副管理者」に改める。

附 則

この規約は、平成十九年四月一日から施行する。

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十三号)により、収入役の制度が廃止され、会計管理者を置くこととされたことに伴い、規約の一部変更について協議するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九十条の規定に基づき、議決を経る必要がある。

東京二十三区清掃一部事務組合規約の一部を変更する規約新旧対照表

新 規 約	旧 規 約
<p>(管理者等の設置等)</p> <p>第九条 組合に管理者一人及び副管理者二人を置く。</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>(管理者等の任期等)</p> <p>第十条 管理者及び副管理者の任期は、二年とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 前条第一項に定めるもののほか、会計管理者一人を置く。</p> <p>4 前条第一項及び前項に定めるもののほか、組合に必要な職員を置き、その定数は条例で定める。</p>	<p>(管理者等の設置等)</p> <p>第九条 組合に管理者一人、副管理者二人及び収入役一人を置く。</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 収入役は、管理者が組合議会の同意を得て選任する。</p> <p>(管理者等の任期等)</p> <p>第十条 管理者、副管理者及び収入役の任期は、二年とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 前条第一項に定めるもののほか、組合に必要な職員を置き、その定数は条例で定める。</p>

資 料

5| 略

(常勤の特別職)

第十一条 知識経験を有する者のうちから選
任される副管理者
勤とする。

は、これを常

4| 略

(常勤の特別職)

第十一条 知識経験を有する者のうちから選
任される副管理者及び収入役は、これを常
勤とする。